

横浜市建築基準法施行細則の一部改正について (意見公募)

建築物に係る防火関係規制の見直し等が行われており、建築基準法施行令が改正されました(令和7年11月1日施行)。これを踏まえ横浜市では、横浜市建築基準条例の改正を進めています。また、国では確認申請時の添付図書の整備のために建築基準法施行規則の改正が行われています。

これらを踏まえ、横浜市では、横浜市建築基準法施行細則(昭和38年2月横浜市規則第13号。以下「細則」という。)の一部改正を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 細則改正の概要【詳細は新旧対照表参照】

(1) 建築基準法施行令及び建築基準法施行規則の改正にともなう改正

ア 横浜市建築基準条例第9条の規則で定める基準【新設】

建築基準法施行令改正の趣旨を踏まえ、横浜市建築基準条例第9条(火気を使用する場所の内装)を緩和するために、細則を改正し火気を使用する場所の内装の基準を定める。

イ 確認申請時の添付図書の整備(別表第1)

建築基準法施行規則に法令の確認審査における添付図書は定められており、「増築等に係る部分」を把握する必要があるため当該規則が令和7年11月1日改正施行された。

これと同様に、条例の適合確認の審査において、「増築又は改築に係る部分」及び「大規模修繕等の部分」を把握する必要があるため、増築等に係る部分である別表第1の(59)及び(59)の2に2面以上の立面図、2面以上の断面図を定め、「増築又は改築に係る部分」及び「大規模修繕等の部分」を明示することを規定する。

(2) 公印押印を不要とする改正

以下の細則様式について、公印押印を不要とする。

- ・照会回答通知書(第3号様式)
- ・建築協定認可公告通知書(第6号様式の3)

(3) その他所要の改正

条ずれに対応する。

2 施行予定日

令和8年5月頃

3 意見公募要領

<意見公募期間>

令和8年2月25日(水)から令和8年3月27日(金)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

<ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 郵送または持参(持参の場合は、平日の8:45~17:15にお願いします。)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

- (2) ファクシミリ FAX : 045-550-3568

- (3) 電子メール Eメール : kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

<問い合わせ先>

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話 : 045-671-2933

<その他>

- (1) 寄せていただいたご意見とそれに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- (2) 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は対応できかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用しません。
- (4) ご意見の提出に伴い取得したメールアドレスやFAX番号等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認の目的に限って利用します。